

浜松修学舎中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年8月27日制定

平成30年4月1日一部改定

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭、必要に応じて関係機関・地域との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校は、上記の考え方に基づき、在籍する生徒の保護者及び関係機関・地域との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒ひとりひとりが大切にされているという実感を持つとともに、互いに認めあえる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、生徒がさまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取り組みの充実を図っていく。

II いじめ対策委員会の設置について

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成メンバー）

校長、教頭、生徒指導課長、高校部学年主任、中学部主任、養護教諭、

（必要に応じて、当該学級担任、部顧問、外部カウンセラーや校医を加える。）

（設置期間）

委員会は常設の機関とする。

（所掌事項）

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割と以下の内容を担う。

- ・ いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。

- ・ いじめの相談、通報の窓口の設置と担当職員の配置に関すること。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・ その他いじめの防止等に関すること。

Ⅲ いじめの防止

1 いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネット及び文章等を通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、全校集会、学級懇談会、職員研修等を通じて、啓発活動を行う。

2 道徳教育の充実

生徒に対して、いじめ防止等のために、生徒の道徳教育の充実を図る。

3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等に係る、校内外の研修等への参加により資質の向上を図る。

4 「わかる授業」を目指し、授業改善に取り組む。(公開授業の計画的な実施等)

5 学校行事や部活動を通じて、生徒の団結力や思いやりを育む。

6 生徒会執行部内で自主的に議論し、生徒会活動を通じて防止活動に取り組む。

7 障がいのある生徒や外国籍の生徒に対して、年3回の面談を実施し生徒の心身の状況を的確に把握する。

Ⅳ いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、職員による相談窓口や相談ポストの設置など、相談体制を整備する。

2 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3 教育相談(月2回)の相談内容を確認し、いじめの早期発見につなげる。

4 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員または外部機関から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会を中心として、速やかかつ慎重に事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

5 生徒指導簿の有効活用。

生徒の行動観察を意識的に行い、生徒指導簿にその都度記録し、問題と思わ

れる事項について、時系列で記録に残すように、積極的に活用していく。

V いじめへの対処

1 事実の有無の確認を行うための措置等

- (1) 事実の有無の確認を行うための措置
必要に応じて質問票の使用や聴き取り調査、カウンセラーによる教育相談等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。
- (2) 学校の設置者への報告
調査結果について、学校の設置者に報告する。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

- (1) いじめを受けた生徒への対応
 - いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を行う。
 - 必要に応じて、いじめを受けた生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
- (2) いじめを行った生徒への対応
 - いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導または又はその保護者に対する助言を行う。
 - 必要に応じて、いじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを行った生徒にも教育を受けられる機会と必要な調査及び指導ができる措置を講じる。
- (3) 職員間での情報の共有
いじめ事案が発生した場合には、学年主任会議や臨時の職員会議を開催し、速やかに職員間での情報共有を図る。
- (4) その他の生徒に対しても、臨時の学級会や全校集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (5) 保護者間での情報の共有等
いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他の必要な措置を行う。

- (6) 警察等の刑事司法機関との連携
いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。
- (7) カウンセラーとの連携
いじめを受けた生徒とその保護者に対し、必要に応じて、教育相談を実施する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態調査委員会の設置

生徒の生命が脅かされるような重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、**重大事態調査委員会**（以下「調査委員会」という。）を学校に設置する。

（構成メンバー）

校長、教頭、部長、教務課長、生徒指導課長、高校部学年主任、中学部主任、養護教諭、当該学級担任、（必要に応じて、部顧問や外部カウンセラーや校医を加える。）

（設置期間）

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

（所轄事項）

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行う。

- (2) 調査委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者への対応
調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。
- (4) 学校の設置者及び私学協会・私学振興課への報告等
重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び私学協会・私学振興課に、その旨を報告する。
重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び私学協会・私学振興課と連携、協力して対応を行う。
- (5) 必要に応じて警察へ協力を要請する。

4 いじめへの対処に係る流れについて、別紙の通り定める。

VI 学校の基本方針の評価

- (1) 委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 学校評価において、いじめ防止等のための取組項目を入れ、学校評価において目標達成状況を評価する。